

令和8年度長久手市信用保証料補給制度のご案内

長久手市では、次の愛知県融資制度を利用して愛知県信用保証協会へ支払った信用保証料の一部を補給します。

●小規模企業等振興資金 ※振、振小

●経済環境適応資金（サポート資金）

※環セ（100・80）、環特、環条、環危、環力（一般、5号）、環借換（一般、5号）
環協調、環モ二

■この制度を利用できる方

- ①市内に事業所を有する個人、又は中小企業者等
- ②市の振興資金取扱契約金融機関から融資を受けたこと
- ③信用保証料を一括納付していること
- ④他の市町村で、当該融資に係る信用保証料の助成を受けていないこと
- ⑤同一年度に長久手市信用保証料補給金を受けていないこと



■補給金額（令和8年4月1日現在）

対象となる融資制度		略称	利率	補給金額	補給限度額
小規模企業等 振興資金	小口資金	振小	年1.7～2.0%	保証料支払額の 50%以内	上限 15万円
	通常資金 (運転資金のみ)	振	年1.9～2.2%	保証料支払額の 30%以内	
経済環境 適応資金	セーフティネット	環セ100	年1.7～2.0%	保証料支払額の 50%以内	
		環セ80	年1.8～2.1%		
	経済対策特別	環特	年1.8～2.1%		
	条件変更改善	環条	年2.1～2.3%		
	大規模危機対応	環危	年1.7～2.0%		
	経営力強化	環力一般	年1.8～2.1%		
		環力5号			
	経営改善借換	環借換一般	年2.1～2.3%		
		環借換5号			
協調支援	環協調	年1.8～2.1%			
モニタリング強化	環モ二	年1.8～2.1%			

※計算により生じた1,000円未満の端数は切り捨てです。

※早期完済により保証料の還付を受ける場合は、補給金の返還を求める場合や、繰り上げ償還に係る信用保証料額を差し引いて計算することがありますので、詳しくはお問い合わせください。

■申込期限

融資を受けた後、30日以内に申請してください

■振興資金取扱契約金融機関

三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、百五銀行、あいち銀行、名古屋銀行、岡崎信用金庫、瀬戸信用金庫、豊田信用金庫

■必要書類

- 信用保証料補給金交付申請書
- 保証協会が発行した信用保証書の写し
- 信用保証料補給金請求書

<問合先>

長久手市役所観光商工課商工振興係
住所 長久手市岩作城の内 60 番地 1
電話 (0561) 56-0641 (ダイヤルイン)